大規模校学校医(内科) • 学校歯科医 複数配置実施要綱

- 1 趣旨 大規模校の学校保健管理体制を強化し、学校保健事業の充実を図る。
- 2 学校医等の複数配置
 - 一校当たり 学校医(内科)、学校歯科医 各2名(通常配置の学校医等を含む。)
- 3 配置対象校

在籍児童・生徒数1,100人以上の学校 (在籍児童・生徒数は、4月1日現在の確定人員についての直前調査による。)

4 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

5 複数学校医等の職務分担

学校医及び複数配置学校等当事者で協議の上決める。

6 その他

複数学校医等の配置については、対象校「特に現在の学校医(内科)・学校歯科医」の 意向を配慮するものとする。

複数配置校の在籍児童・生徒数が1,100人未満になった場合は、原則として学校医の2年任期の時期まで見直さないものとする。

【改正動向】

昭和52年4月1日 施行 (1,500人)

昭和58年4月1日一部改正

昭和63年4月1日一部改正 (1,400人)

平成 3 年 4 月 1 日一部改正 (1,250 人)

平成 6 年 4 月 1 日一部改正 (1,150 人)

平成 28 年 4 月 1 日一部改正 (1,100 人)